

平成24年度 指定管理者モニタリングレポート
(指定管理者の管理運営業務評価結果)

施設名	八尾市立曙町市民運動広場・福万寺町市民運動広場
所在地	八尾市曙町二丁目11番地の4、福万寺町北四・五丁目地内
所管課	生涯学習部生涯学習スポーツ課

指定管理者	名 称 八尾体育振興会グループ 代表者 公益財団法人八尾体育振興会 理事長 角倉 安和 住 所 八尾市青山町三丁目5番24号
指定期間	平成21年4月1日 ～ 平成26年3月31日（5年間）

1. 業務の履行状況の確認・評価

○適正な施設管理・運営が行われたかどうか	評価結果
【運営業務】 基本協定書、仕様書、事業計画書に基づいて、適切に施設運営が行われている。また、施設運営に関する教育委員会との協議についても、必要に応じて行われている。 【維持管理業務】 基本協定書、仕様書、事業計画書に基づいて、清掃業務や雑草の除去等、適切な維持管理が行われている。また、施設の修繕等についても、曙町市民運動広場では植栽伐採及び植樹、南側ネットの交換補修を行うとともに、福万寺町市民運動広場では大雨による冠水後の復旧作業を早期に行うなど、利用者が快適に利用できるよう、教育委員会と協議しながら適切に行っている。 【事業（提案事業・自主事業）】 夏季期間に、使用時間の延長を行うなど利用者のニーズに合わせた運営を行っている。	A

2. サービスの質の評価

○利用者サービスの水準確保や向上が図られたかどうか	評価結果
【利用者アンケート（利用者の満足度等）】 ①調査の概要（調査対象、調査時期、調査方法、回答状況） ・調査対象：施設利用者 ・調査時期：平成24年10月1日～10月31日 ・調査方法：施設内でアンケート用紙を配布し、回答を得る。 ・回答状況：アンケート用紙を200枚配布し、150枚を回収（回収率75%） ②アンケート結果の概要（利用者の満足度等） 施設の総合的な評価では、満足とやや満足という肯定的な意見が95%と施設利用者の満足度は高い結果となっており、特に、職員の対応、安全に対する配慮、施設の利便性や安全性などの評価が高くなっている。 【運営業務】 快適な施設提供が図れるよう、適切に運営されている。	A

【維持管理業務】 清掃や植栽管理等、適切に行われている。また、施設の修繕等についても、協定書により指定管理者が実施する部分については、適宜行われており適切に管理されている。 【事業（提案事業・自主事業）】 市民運動広場については、夏季期間に、使用時間の延長を行うなど利用者のニーズに合わせた運営を行っている。	
--	--

3. サービス提供の継続性・安定性の評価

○適正な収支実績等のもとで、継続的・安定的にサービス提供が実施されているかどうか	評価結果
施設の修繕等の維持管理が増大したため、収支は赤字を計上しているものの、他のスポーツ施設と合わせた収支は黒字となっており、継続的・安定的なサービス提供に特に問題はない。	A

■「評価結果」の評価基準

- S（優良） 協定書等の基準を遵守し、その水準よりも優れた内容である。
- A（良好） 協定書等の基準を遵守し、その水準に概ね沿った内容である。
- B（課題含） 協定書等の基準を概ね遵守しているが、内容の一部に課題がある。
- C（要改善） 協定書等の基準が遵守されておらず、改善が必要な内容である。

4. 総合評価

○モニタリング内容の総括（評価の理由）	総合評価
条例・規則、協定書を遵守のうえ、業務仕様書の内容に則り業務を推進しているとともに、教育委員会との連絡調整についても必要に応じて行っている。 アンケートによる利用者の感想においても肯定的な意見が多く、特に職員の対応や安全に対する配慮及び施設の安全性等についての満足度が高くなっており、適正な運営がなされている。	A

■「総合評価」の評価基準

- S（優良） 上記1～3の評価結果が全てA以上であり、かつSが2つ以上である。
- A（良好） 上記1～3の評価結果が全てA以上である。
- B（課題含） 上記1～3の評価結果にBが含まれている。
- C（要改善） 上記1～3の評価結果にCが含まれている。